

東大和市生活困窮者自立支援業務委託仕様書（案）

東大和市（以下「市」という。）が実施する生活困窮者自立支援事業（以下「本事業」という。）の委託事業者の選定に関し、契約の相手方に求める業務の仕様は次のとおりとする。

1 事業の概要及び通称

本事業は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援し、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することを目的とする。なお、本事業を実施するにあたっては、「東大和市暮らし・しごと応援センターそえる」を通称として使用すること。

2 事業実施期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで。

3 事業実施場所(事業実施地域)

東大和市内全域とする。ただし、「8 個別事業の内容」を実施するうえで、他の区市町村でしか実施できないなどやむを得ない場合は、この限りではない。

4 相談業務実施時間及び勤務時間

相談業務の実施時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日まで（以下「休日等」という。）を除く。）とし、時間帯は、原則として午前8時30分～午後5時15分までの間とする。なお、相談・支援の状況等によっては、委託者の承諾のもと、この時間帯以外又は休日等であっても業務を行うことができるものとし、職員の勤務時間は相談業務を円滑に実施することができるように、市と協議の上、受託者が決定するものとする。

5 支援対象者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある東大和市内に居住する者（ただし、生活保護受給者を除く。以下「生活困窮者」という。）とする。

6 事業実施上の原則

(1) 生活困窮者の把握

関係機関等とも連携し、生活困窮者の把握に努める。また、関係機関等からの情報提供に基づく者についても支援の対象とする。

(2) 相談対応

生活困窮者の複合的な課題に対応するための相談業務を行う。相談は事務所への来所によるもののほか、訪問支援も含めた対応も図るものとし、支援に際しては生活困窮者一人一人の尊厳と主体性を最大限に尊重する。

(3) 個別事業の実施

相談を受け付けた生活困窮者（以下「相談者」という。）に関する必要な支援の選別（以下「スクリーニング」という。）を行い、必要に応じて「8個別事業の内容」を実施する。

(4) 地域への働きかけ

生活困窮者への支援には、様々な地域の社会資源を活用する必要があることを鑑み、生活困窮者支援を通じた地域づくりの観点から、地域への働きかけも随時行う。

(5) 公正な業務遂行

業務の遂行に当たっては、常に公平・公正な姿勢を保つことを心がけるものとする。

(6) 相談内容等の記録

相談内容、支援の経過等に関しては、委託者が別に指定する様式及び電算システム上に記録を行い、必要に応じて参照可能なように記録及び台帳を整備する。

(7) 事業の報告

受託者は、毎月末にその月の業務に関する報告書を作成し、原則として翌月20日までに委託者に提出すること。また、本事業の実施経過等について別に国等への報告が必要となる場合、委託者との調整により報告書を作成し、委託者へ提出する。

なお、報告書の詳細については、委託者と協議の上、別途決定する。

(8) 事業効果の検証

(7)の報告のほか、本事業の効果や課題については、適切に分析、検証を行い、必要に応じ委託者に報告する。

7 事業実施体制

(1) 事務所

東大和市役所内及び受託者が「8 個別事業の内容」の実施に際して必要として借り上げた物件等のうち、委託者が認めた場所

(2) 業務責任者

受託者は、業務責任者を決定し、委託者へ報告すること。委託者は、業務責任者を通じて本業務に必要な連絡等を行うものとする。

(3) 配置職員

受託者は、委託費用の範囲内で主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計改善支援員、学習支援員の職員を配置することとする。職員配置は最低限5名とするが、委託者と協議の上、定めるものとする。なお、就労支援員及び家計改善支援員、学習支援員については、相談支援員との兼務もできるものとする。

ア 主任相談支援員(本事業の専任とする。)

生活及び就労支援に関する経験及び各種支援制度の実務に係る知見を十分に有しており、かつ事業全体を総括でき、委託者及び関係機関との連絡・調整、支援プラン及び支援内容のコーディネート並びに相談支援員等の育成・指導を適切に行うことができる者とし、社会福祉士もしくは社会福祉主事任用資格所持者とする。

イ 相談支援員

生活困窮者が抱える多岐にわたる課題に対し、広く相談対応する必要があることから、生活及び就労支援に関する経験及び各種支援制度の実務に係る知見を十分に有しており、相談者の課題を包括的に捉え、生活相談から就労相談まで個々の相談者のニーズや状況に応じて、マンツーマンで支援を行うことができる者とする。

ウ 就労支援員

生活困窮者に対する各種制度等の知識を有し、支援対象者への指導、関係機関との連絡・調整などのコーディネートを行うことができる者であり、地方公共団体や公共職業安定所(以下「ハローワーク」という。)での就労支援の経験を有する者とする。

エ 家計改善支援員

生活困窮者が抱える多岐に渡る課題に対し、家計の視点から各種情報提供や専門的な助言等を行う必要があることから、多重債務等の債務整理やキャッシュフロー表の作成等を通じた家計再生支援に関連した一定の知識を有しており、個々の相談者のニーズや状況に応じた支援を行うことができる者とする。

オ 学習支援員

子どもの学習・生活支援という業務内容を考慮し、教員免許・社会教育主事の資格所持者もしくは、学習支援関連の職務経験を2年以上有する者であり、支援対象者への学習指導、学習ボランティアの育成等及び関係機関との連絡・調整などのコーディネートを行うことができる者とする。

(4) 職員の研修

受託者は、必要に応じて配置職員に対する研修を行い、資質の向上を図るものとする。

(5) 苦情対応

業務中に生じた苦情に関しては、主任相談支援員が中心となり、委託者への報告の上、対応を行う。

8 個別事業の内容

本事業を実施するにあたり、以下の個別事業を行う。

(1) 自立相談支援事業

ア 相談受付

生活困窮に関する相談、関係機関からの情報提供等に広く対応し、実際に面接を行い、相談者が抱える課題を把握するとともに、スクリーニングを実施する。

イ 支援計画の作成

相談者が置かれている状況や、本人の意思を十分に確認することを通じて、個々人の状態にあった支援計画書の作成等を行う。支援計画の作成に際しては、相談者本人からの同意を得ることを原則とし、関係機関との連携を含めた包括的・継続的な支援が行われるよう留意する。

ウ 支援調整会議の実施

支援計画の作成後、支援調整会議を開催し、個別事例の支援方針・支援方法・役割分担、住居確保給付金の支給可否などの内容検討等を行う。

エ 相談支援・就労支援の実施

支援調整会議で承認・決定を受けた支援計画を基に、相談者への支援を実施する。支援の過程では適宜評価を行い、必要に応じて支援計画の見直しを実施する。直ちに求職活動を開始することが可能なものについては、ハローワークとも連携し、就労支援を実施する。就労支援の実施に際しては、ハローワークの各種事業の利用に関する情報提供等も行いながら、支援にあたる。また、自立に向けて食料支援、居住支援が有効であると判断された者に対し、フードバンク等から提供を受けた食料の配付を行う。

オ 住居確保給付金等に係る相談・就労支援

相談者から住居確保給付金に関する相談を受けた場合又は個別の支援計画作成の段階で、住居確保給付金を活用する必要等がある場合には、以下の相談・就労支援等業務を行う。

(ア) 相談・受付業務等

- ① 本業務事業の趣旨・概要の説明及び雇用施策や社会福祉協議会の貸付事業等の関係事業の説明
- ② 支給要件・手続きの流れ等の説明
- ③ 申請書及び添付書類等の受付及び要件等の確認並びに不足書類等の追加提出の指導
- ④ 申請書等に基づく支援調整会議の開催及び委託者への参加要請
- ⑤ 委託者による支給決定後の支給決定通知書の作成及び委託者の決裁後の支給決定通知書送付

(イ) 住居確保・就労支援業務

- ① 住居確保・就労に向けたハローワーク(生活保護受給者等就労自立促進事業利用等)、社会福祉協議会(貸付関係等)、不動産仲介業者(家賃支払い、住まい探し等)等の関係機関との連携
- ② 相談者の求職に関する相談及び定期的な求職活動状況の確認
- ③ 相談者の就職決定又は職業訓練受講などに伴う支給期間の調整相談を始めとした、支給期間の延長・停止・終了に関する、相談及び要件の確認

カ 関係機関とのネットワークづくり、社会資源の開発

複合的な問題を抱える生活困窮者を早期に把握するため、地域での見守り体制構築や関係機関のネットワークづくりを行う。

キ 緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援

緊急小口資金等の特例貸付の借受人について以下のとおり支援を行う。

(ア) 緊急小口資金等の特例貸付の借受人に対して償還免除、猶予等の活用支援を行う。

(イ) 緊急小口資金等の特例貸付の借受人に対して困窮状態から早期に脱却することを支援し、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行う。

(2) 就労準備支援事業

ア 対象者

政省令等で規定する要件を満たす者であって、自立相談支援事業において、直ちに一般的な求職活動を開始することが困難と判断された者のうち、当事業の利用が適当である旨の支援計画が作成され、委託者が決定した者。

イ 内容

対象者の状況と課題を明確にした上で、就労準備支援プログラムを策定し、「日常生活自立支援」、「社会自立支援」、「就労自立支援」の段階的な支援を実施する。

(ア) 日常生活自立支援

社会参加に必要な生活習慣の形成のための支援。自らの健康・生活管理を行う意識の醸成や、生活習慣形成のための計画作成などを行う。

(イ) 社会自立支援

就労の前段階として必要な社会的能力を身に付けることや、就労意欲の喚起を図るために行う支援。コミュニケーション能力の形成や、ボランティア活動等への参加などを行う。

(ウ) 就労自立支援

継続的な就労経験の場を提供するとともに、一般雇用の就職活動に向けた技法や知識の取得等を図る支援。受託者が運営する施設での作業補助や、地域の協力事業所での軽作業、求職活動セミナーの実施などを行う。

ウ 職場定着支援

就労準備支援事業の終了後、一般就労等に就いた者に対して、就労を継続することができるよう、適宜、相談に応じる等の支援を行う。

エ 社会資源の開拓

支援対象者が職場見学や地域への参加、就労体験を行うことができるよう、関係機関とのネットワークをつくり、支援対象者の参加の場を開拓するよう努める。

オ 支援期間

支援期間は、原則として最長でも一年間とする。

(3) 家計改善支援事業

ア 対象者

生活困窮者のうち、特に家計収支全体の改善を図る観点から、家計に関する相談に応じ、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等の支援を行う必要があると受託者が支援計画に位置付ける者。

イ 内容

以下の内容の支援を実施する。なお、実施にあたって、厚生労働省が示す「家計相談支援事業の運営の手引き」の内容を踏まえて実施すること。

(ア) 家計支援計画を策定。計画に沿った支援の提供及び進捗状況の把握を行う。

(イ) 家計管理に関する支援

(ウ) 滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

- (エ) 債務整理に関する支援
- (オ) 資産の活用に関する支援
- (カ) 貸付のあっせん
- (キ) 会議、研修等への参加、協力

(4) 子どもの学習・生活支援事業

ア 対象者

生活保護受給者及び生活困窮者のうち、特に支援計画において学習指導や生活相談、居場所提供が必要とされた世帯の子ども(原則として6歳から18歳。以下、(4)において「利用者」という。)とその保護者。

イ 内容

利用者への個別の学習指導や生活相談、居場所提供のほか、保護者を含む対象者への生活習慣・育成環境の改善に関する助言、教育及び就労(進路選択等)に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡等を以下のとおり実施する。

(ア) 小学生、中学生及び中学校卒業後の世代に対する学習・生活支援

① 概要

個別の状況に合わせた学習指導を中心としながら、学習・生活習慣の確立、学習意欲及び基礎学力の向上などを目指し、利用者が将来のキャリアを描きながら、夢や希望を持てるよう支援し、貧困の世代間連鎖の防止を図る。

② 実施方式

a 学習会の実施

「7事業実施体制(1)事務所」に規定する場所に利用者を集める塾形式での支援(以下、「学習会」という。)を、1回2時間、週2回以上実施する。ただし、原則として休日等を除く。

b 学習会の定員

学習会の1回の定員は、最大15名までとする。

c 学習ボランティア

学習会の開催にあたり、受託者は学習会の運営、利用者への学習指導の補助要員として、受託者が募集したボランティアを参加させることができる。

③ 実施内容

a 利用者の募集

b 保護者への事業説明と利用の承諾

c 学習会スペースの安全管理

d 保護者向けの講習会等の企画運営

e 学習会スペースの効率的な運営及び利用者への学習指導

- f 対象者への相談支援
- g 利用者が社会経験等を積むことを目的とした催しの企画・運営
- h その他事業運営に関する必要なこと

④ 相談支援の実施手順

前項に規定する相談支援は、以下の手順及び内容で実施すること。

a アセスメント

学習支援員は、学習支援を希望する対象者に対して、支援計画作成の段階から関与する。また、家庭での学習阻害要因等について、家族全体の生活状況や利用者の家庭外での状況等を把握する。

b 学習支援計画の作成

支援計画に基づき、利用者に対する学習支援計画を作成し、利用者の当面及び最終の目標、学習環境の改善や学習能力の向上または修学後のキャリア形成を図るため等の具体的な支援計画等を作成する。

c 支援の実施

学習支援計画に基づき、個別の学習指導及び家庭訪問や面接を行うとともに、利用者に応じて以下の事項についての相談支援を実施する。

- (a) 利用者の学習及び高等学校等への進学、高等学校等の中退防止や復学等のための見守りや学習に関すること
- (b) 日常生活習慣形成や社会性の育成に関すること
- (c) 自習スペースの開放やイベント開催など安心して通える場の提供に関すること
- (d) 就学後の就労に向けた支援に関すること
- (e) 対象者の家庭生活・学校生活に関すること
- (f) その他利用者の健全育成に関すること

d 学習支援計画の見直し

学習支援員は、利用者の状況に応じて、定期的に生活状況や利用者の家庭外での状況を把握し、必要に応じて学習支援計画の見直しを行う。

e 支援の継続及び終了

就学等の継続・維持の状況に応じて、委託者と協議の上、支援の継続もしくは終了を決定する。

(イ) 子どもの居場所支援

① 概要

ひきこもりや不登校などにより、学校で学習をする機会から遠ざかっている利用者へ、関係機関及び学校等へと繋ぐ以下の個別的な支援を行い、学習環境の改善や学習の場への復帰を図ることで将来的な貧困の連鎖の発生を予防する。

② 内容

- a 家庭訪問等による面接を行い、信頼関係を構築する。
- b 家庭での学習阻害要因等について、家族全体の生活状況や子どもの家庭外での状況などを把握し、学習計画を作成する。
- c 昼間の居場所となる個別の学習スペースを確保し、利用者が利用できるようにすることで、登校再開等への訓練を行えるようにする。学習スペースは市役所内の福祉相談室を利用することもできる。
- d 学習会や、学習支援を行っている団体の活動と連携し、適宜対象者を繋ぐ。
- e その他、利用者の学習機会の確保に関する支援を行う。

③ 支援の継続及び終了

就学等の継続・維持の状況に応じて、委託者と協議の上、支援の継続もしくは終了を決定する。

ウ その他

対象者の支援については、効果的な支援を実施するため生活福祉課、子ども家庭センター、教育部等と十分に連携を図る。また、必要に応じ、関係機関等への情報提供及び連携を図る。

9 広報活動

事業周知のため、パンフレット、ポスター等による広報活動を行うこと。
なお、広報活動の手段や内容については、委託者と協議の上、決定すること。

10 業務マニュアルの整備

受託者は、本仕様書に定める内容を踏まえ、必要に応じて自治体職員向けの業務マニュアルを整備し、自治体職員に対して業務の手順等を示すものとする。なお、業務マニュアルを作成し、又はその内容を変更する時は、委託者と協議するものとする。

11 委託料の支払い

委託料の支払いは、毎月払いとする。

12 個人情報の保護

受託者は、別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守し、知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。なお、本業務については、同特記仕様書第13条に規定する特定個人情報等を取り扱う業務ではない。

1 3 守秘義務

本事業を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

1 4 その他の条件等

(1) 法令遵守

受託者は業務の実施にあたり、関係法令を遵守するものとする。

(2) 再委託の制限

業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ委託者に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託に対する管理方法等の必要事項を報告し、承認を得なければならない。

(3) 権利の帰属

本事業により製作された資料等に係る著作権、所有権等は、原則として委託者に提出されたときに委託者に移転するものとする。

(4) 備品等の取扱い

業務の実施に必要となる机、椅子、キャビネット、パソコン等の備品については、原則として委託者が準備する（「8(4)子どもの学習・生活支援事業」を除く。）。消耗品及び「8個別事業の内容」の実施に際して使用する教材等については、受託者が準備をする。

また、委託者の備品等に受託者が故意または過失により損害を与えた場合の原状回復費用は受託者の負担とする。

(5) 取材等への対応

本事業に関し、報道機関による取材等の申し込み及びセミナー等での講演依頼があった場合は、必ず事前に委託者と協議の上、対応するものとする。

(6) 本事業の引継ぎについて

前任の受託者から引継ぎを受ける場合、または後任の受託者へ引継ぐ場合のどちらであっても、本事業が支障なく継続的に実施できるように引き継ぐこと。なお、引継ぎの方法及び時期等は、別途協議の上、決定するものとする。

(7) その他

本仕様書に定めのない事項及び業務中に生じた疑義については、委託者と協議の上、決定するものとする。